

2023 年度 神戸市防犯カメラ設置補助事業 【募集要項及び利用の手引き】

※本書は、補助事業を適切に利用していただくための
手引きです。
応募をご検討の際には、必ずご一読ください。

申請期間

2023 年 4 月 17 日(月曜)～9 月 29 日(金曜) (※必着)

問い合わせ

神戸市総合コールセンター

電話：078-333-3330 (年中無休、8:00～21:00)

FAX：078-333-3314

応募窓口

神戸市危機管理室 (〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号)

◎昨年度からの主な変更点

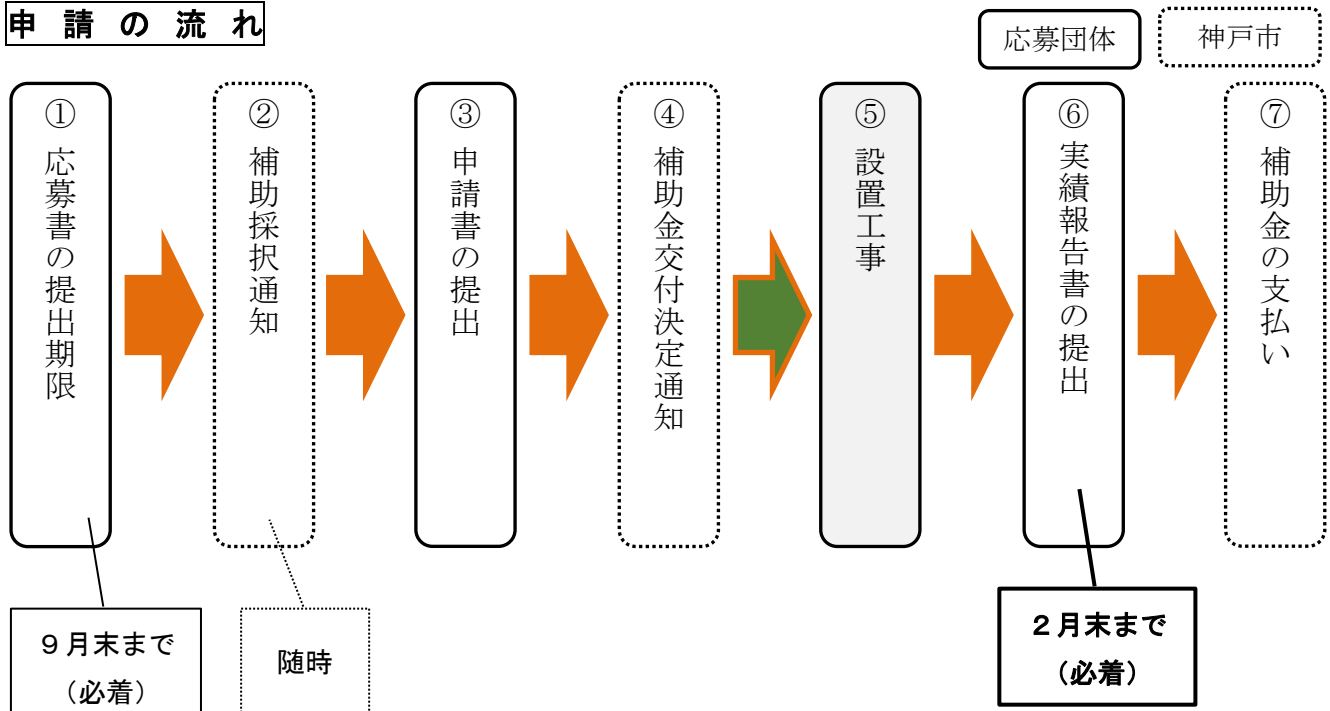
兵庫県の補助制度が終了したことにより変更点が多くありますので、特に気を付けていただきたいポイントをまとめました。

★ 補 助 額 ▶▶▶ P.2	
昨年度まで	兵庫県…1カ所6万円 ※兵庫県の補助は原則1団体1箇所 神戸市…1カ所あたり上限8万円（自立柱（ポール）建設の場合は上限11万円）
令和5年度	兵庫県…なし 神戸市… 1カ所目：上限14万円（自立柱建設の場合は上限17万円） 2カ所目以降：1カ所あたり上限8万円（自立柱建設の場合は上限11万円）
★ 申 請 の 手 順 ▶▶▶ P.3	
昨年度まで	応募期間終了後、8月の兵庫県採択委員会を経て、9月上旬に採択通知を一斉に発送
令和5年度	提出のあった応募書については個別に <u>随時</u> 採択を行います。 応募期間終了を待つことなく、個別の採択が終わり次第、採択通知の発送をしますので、書類が届きましたら順次申請書の提出を行ってください。
★ 事 業 の 完 了 ▶▶▶ P.3・P.6	
昨年度まで	設置・完了を年度末（3月31日）までに完了
令和5年度	設置・完了し、 <u>実績報告書の提出を2024年2月29日（木曜）まで（※必着）</u> に完了してください。

応募に必要な書類

- 神戸市防犯カメラ設置補助事業応募書
- 収支予算書
- 防犯カメラ設置補助事業計画報告書
- 調査票
- 見積書のコピー（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費）
- 仕様書のコピー（カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの）
- 地域合意書及び維持管理誓約書
- 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面）
- 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）
- 防犯カメラ等管理運用規定
- 応募団体規約のコピー
- 応募団体役員名簿のコピー

申請の流れ



補助対象期間

補助金交付決定後の工事かつ 2024年2月29日（木曜）までに実績報告・補助金請求の提出がされる事業 ※交付決定前の時点で設置工事に着手されると、補助を受けられない場合があります。

補助対象団体

地域における継続的な自主防犯活動の実績があり、今後の防犯活動が見込まれる団体

以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。
- (4) 規約や代表者を決めていること。

補助対象経費

- (1) 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費
- (2) 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費
- (3) 防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費

🔦 カメラの機能要件（レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと）

以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること

- ① カメラの有効画素数が 38 万画素以上であること
- ② カラー画像であること（夜間撮影時を除く）
- ③ 作動時間が 1 日 24 時間であること
- ④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度 0. 1Lux 以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること
- ⑤ 屋外用として使用できる防雨機能があること

🔦 レコーダーの機能要件

以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること

- ① 記録時間が 1 日 24 時間及び 7 日間以上であること
- ② 記録間隔が 1 秒間に 4 コマ（4FPS）以上であること
- ③ 38 万画素（720×480 画素）以上での記録ができること
- ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること

🔦 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置場所に撮影している旨と設置者を明示すること

- ・ 犯罪を抑止する効果を高めるとともに、プライバシー保護の観点からも必ず防犯カメラで撮影している旨と設置者を明示してください。

防犯カメラ作動中
設置者 ○○自治会

地域の合意

防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。

設置許可

防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。

撮影場所

以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。

- ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。
- ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。
- ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。
- ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。

管理運用規定の制定

以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。

- ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
- ② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示
- ③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法
- ④ 記録した映像の利用・提供の制限
- ⑤ 苦情処理対応
- ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること

情報流出防止措置

以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。

- ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。
- ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。

その他留意事項

地域の合意について … 防犯カメラの撮影に関する地域の合意を必ず取得すること

- ・防犯カメラを設置する際は、個人のプライバシーに対する配慮が必要です。防犯カメラの設置について必ず住民に説明し、各団体の総会や役員会などで、地域住民の合意を得た上で応募してください。
- ・特に撮影範囲に住宅棟が含まれる方に対しては撮影について個別に説明し、同意を得るようにしてください。⚠後に住民間でトラブルにならないよう書面による同意をおすすめします。
- ・設置の同意を得られない場合は応募できません。

設置場所の許可について … 設置場所の許可を得るために、必ず事前に相談をすること

- ・設置場所が私有地の場合は、その所有者と事前に相談し、許可を得てください。
- ・設置場所が道路や公園の場合は、下記の建設事務所に必ず事前に相談してください。事前に相談がない場合、決定通知後に設置許可申請をしても、受付できない場合があります。
- ・なお、街路灯は、防犯カメラ等の物件を添加することを前提に設計製作していないなど、安全性と耐久性の面から、原則として取り付けを許可していません。

該当区	所管事務所	電話番号
東灘区・灘区	東部建設事務所	854-2191
中央区・兵庫区	中部建設事務所	511-0515
北区	北建設事務所	981-5191
長田区・須磨区	西部建設事務所	742-2424
垂水区	垂水建設事務所	707-0234
西区	西建設事務所	912-3750



実績報告書の提出期限について

事業完了日から30日以内または2024年2月29日(木曜)のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書等の必要書類の提出(※必着)をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。

補助金の支払いについて

補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。補助金の支払いは実績報告後の精算払いとします。

補助対象外となるものについて

以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。

- ① 既存設備の撤去に要する経費
- ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費
- ④ 地域団体自らが行う作業にかかる人件費
- ⑤ 市や県が過去に補助した同一箇所（同一システム）への補助事業
- ⑥ 市の他の制度で対応が可能と判断される事業

採択・交付決定の取り消し、補助金の返還について

以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求める場合があります。

- ① 神戸市防犯カメラ設置補助金要綱の規定に反する場合
- ② 提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合
- ③ 本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、市から重複して補助を受けた場合
- ④ 補助金交付決定前に着工した場合(事前着手許可を受けたものを除く)
- ⑤ 防犯カメラ等管理運用規程が遵守されない場合



よくあるお問い合わせ

問1. 1カ所とは？

この補助制度での「1カ所」とは、ある場所に設置した単一のシステムをいいます。例えば、ある場所で撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置し、1台のレコーダーに接続する場合は1カ所となります。

問2. 防犯カメラの設置場所は？

まずは既存の建物や施設等にカメラを設置することを検討してください。電柱は、設置許可取得まで数か月必要な場合や、道路拡張工事等で撤去が必要になる場合があります。効果的な設置場所や箇所数等については、管轄警察署に相談してください。

問3. 設置業者を教えてください

特定の業者は紹介しておりません。お近くの電器店か家電量販店にお問い合わせください。なお、市内の電器店については、NPO法人兵庫県防犯設備協会のホームページ内にて会員名簿を閲覧することができますので、そちらを参考にしてください。

問4. 設置費用はどのくらいかかるのか？

設置業者やカメラの機種、設置形態等によって費用が変わります。設置業者を選定する場合は、2～3社以上で見積もり合わせをし、費用が高すぎないか確認することをおすすめします。設置業者の決定は、地域団体内でよく話し合ってください。

問5. 防犯カメラの管理はだれが行うのか？

防犯カメラの設置、運用、管理はすべて設置した地域団体の責任で行っていただきます。なお、基本的には、応募時に作成いただく防犯カメラ管理運用規定に基づき維持管理を行っていただきます。特に録画映像については、個人のプライバシーの問題もあることから、厳重に管理していただく必要があります。また、設置後は電気代などの維持管理費等も継続的に必要となりますので、設置については地域団体内でよく話し合ってください。

---お 願 い---

防犯カメラ設置補助事業を利用して設置した防犯カメラについて、設置電柱の抜柱や家主の変更等やむを得ない理由で移設や撤去が必要となった場合は、事前に危機管理室へご相談ください。

その他防犯カメラ補助制度のお知らせ

● 防犯カメラ修繕費補助事業

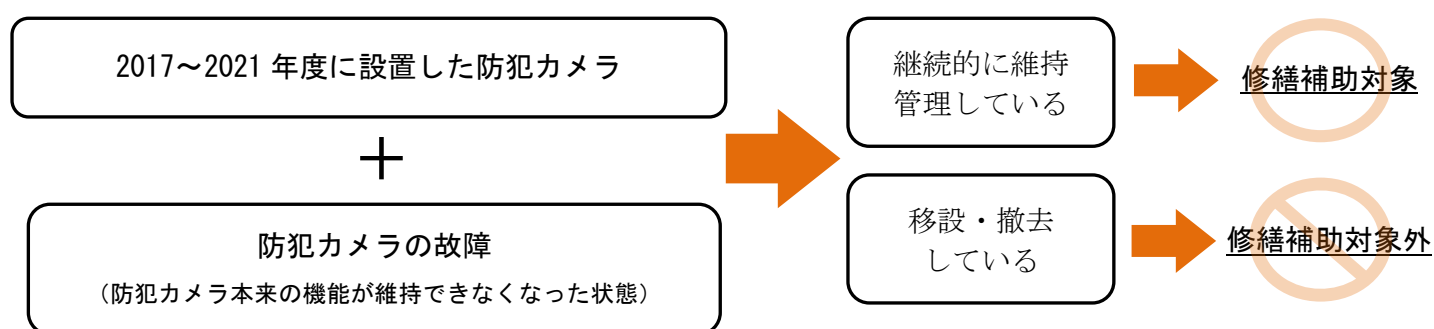
新設

防犯カメラ設置補助事業で2017（平成29）年～2021（令和3）年度に設置した防犯カメラが故障した場合、修繕する費用の一部を補助します。

補助額 1カ所あたり5万円（上限）

補助対象経費 防犯カメラ設置補助事業により設置した防犯カメラの修繕に係る経費

※防犯カメラの保守点検や消耗品（SDカード等）、取替えに係る経費は対象外です。



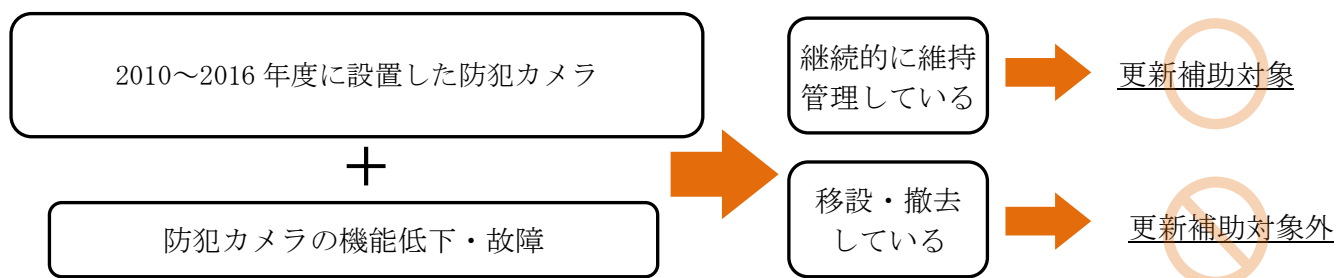
● 防犯カメラ更新設置補助事業

防犯カメラ設置補助事業で2010（平成22）～2016（平成28）年度に設置した防犯カメラを更新する際の費用の一部を補助します。

補助額 1カ所あたり11万円（上限）

増額

補助対象経費 防犯カメラ設置補助事業により設置した防犯カメラの更新(購入、取付、撤去等)に係る経費



各補助事業の詳細は神戸市ホームページにてご確認ください。